

# 有報、決算短信でのROEの 計算方法（確定版）

制度調査部  
吉井 一洋

## 新株予約権、少数株主持分は分母(純資産)から控除

### 【要約】

金融庁は、2006年4月25日に財務諸表等規則や開示府令を改正する内閣府令を公表した。東京証券取引所も、4月末に決算短信の改正を公表した。

新会社法施行日以後に適用される純資産会計基準では、貸借対照表上の資本の定義が大きく変更している。これに伴いROEや自己資本比率などの計算方法がどのように変わるか注目されていた。

開示府令の改正により、有価証券報告書等においては、新貸借対照表上の「純資産」から新株予約権、少数株主持分を控除した額に基づいて、ROEや自己資本比率を算出することとされた。改正後の決算短信でも同様の改正が行われた。

改正内容は、2006年5月本決算、2006年5月中間決算から反映される。

### 1. はじめに

金融庁は2006年4月25日に、「業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布した。これにより、財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則、開示府令（企業内容等の開示に関する内閣府令）などが改正された。

これらは、ストック・オプションの新会計基準、貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準、新会社法に関連する新会計基準の設定に併せて、財務諸表に表示すべき科目や表示方法及び注記の内容、有価証券届出書・有価証券報告書等の開示書類での具体的な開示内容を改正するものである。

貸借対照表では、貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準(純資産会計基準)の設定に併せて、「資本の部」は廃止され、資産・負債の差額は「純資産の部」として表示される。「純資産の部」の内訳は「株主資本」、「評価・換算差額等」、「新株予約権」、「少数株主持分」となる。

有価証券届出書、有価証券報告書では、自己資本利益率(ROE)、自己資本比率、1株当たり純資産(BPS)を、「主要な経営指標等の推移」の中で開示している。(半期報告書では、自己資本利益率(ROE)は、開示対象に含まれていない。)

金融庁の開示府令では、純資産会計基準の設定により純資産の定義が変わったことを受け、自己資本利益率(ROE)や自己資本比率の計算方法を変更している。「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」の改正に伴い、1株当たり純資産(BPS)の計算方法も変更している。

東京証券取引所も、2006年4月末に、決算短信の様式の改正を行い、従来は株主資本当期純利益率としていたROEの名称を自己資本当基純利益率に、株主資本比率を自己資本比率に改めている。計算方法も開示府令と同様の方法に改めている。1株当たり純資産(BPS)の計算方法も変更している。

## 2. 計算方法

具体的な算式は、図表1のとおりである。

## (1) 開示府令

図表1 ROE、自己資本比率及びBPSの算定方法新旧比較

		改正後	改正前
ROE (有価証券報告書等 では「自己資本利益 率」、決算短信では 「自己資本当期純利 益率」)	連結	$ROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産} - \text{新株予約権} - \text{少数株主持分}}$ <p>決算短信の記載要領では、分母は期首・期末の平均値とされている。</p> <p>開示府令では「自己資本利益率」、決算短信では「自己資本当期純利益率」と称している。</p>	$ROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産}^{1,3}}$ <p>決算短信の記載要領では、分母は期首・期末の平均値とされている。</p> <p>開示府令では従来から「自己資本利益率」、決算短信では「株主資本当期純利益率」と称していた。</p>
	個別	$ROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産} - \text{新株予約権}}$ <p>決算短信の記載要領では、分母は期首・期末の平均値とされている。</p> <p>開示府令では「自己資本利益率」、決算短信では「自己資本当期純利益率」と称している。</p>	$ROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産}^{2,3}}$ <p>決算短信の記載要領では、分母は期首・期末の平均値とされている。</p> <p>開示府令では従来から「自己資本利益率」、決算短信では「株主資本当期純利益率」と称していた。</p>
自己資本比率	連結	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権} - \text{少数株主持分}}{\text{総資産}}$ <p>決算短信の記載要領では、分母・分子とも期末の数値とされている。</p> <p>開示府令、決算短信とも「自己資本比率」と称している。</p>	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産}^1}{\text{総資産}^4}$ <p>決算短信の記載要領では、分母・分子とも期末の数値とされている。</p> <p>開示府令では従来から「自己資本比率」、決算短信では「株主資本比率」と称していた。</p>
	個別	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{総資産}}$ <p>決算短信の記載要領では、分母・分子とも期末の数値とされている。</p> <p>開示府令、決算短信とも「自己資本比率」と称している。</p>	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産}^2}{\text{総資産}^4}$ <p>決算短信の記載要領では、分母・分子とも期末の数値とされている。</p> <p>開示府令では従来から「自己資本比率」、決算短信では「株主資本比率」と称していた。</p>

B P S (1株あたり純資産)	連結	$B P S = \frac{\text{純資産} - (\sim)}{\text{発行済株式数}^5}$ 新株式申込証拠金 自己株式申込証拠金 普通株式よりも配当請求権または残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額) 当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額 <sup>7</sup> 新株予約権 少数株主持分	$B P S = \frac{\text{純資産}^1 - (\sim)}{\text{発行済株式数}^5}$ 新株式払込金 <sup>6</sup> 又は新株式申込証拠金 自己株式払込金 <sup>6</sup> 又は自己株式申込証拠金 普通株式よりも利益配当請求権または残余財産分配請求権が優先的な株式の発行金額(当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額) 当期に係る利益処分による社外流出額項目であって普通株主に関連しない金額 <sup>7</sup>
	個別	$B P S = \frac{\text{純資産} - (\sim)}{\text{発行済株式総数}^5}$ 新株式申込証拠金 自己株式申込証拠金 普通株式よりも配当請求権または残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額) 当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額 <sup>7</sup> 新株予約権	$B P S = \frac{\text{純資産}^2 - (\sim)}{\text{発行済株式総数}^5}$ 新株式払込金 <sup>6</sup> 又は新株式申込証拠金 自己株式払込金 <sup>6</sup> 又は自己株式申込証拠金 普通株式よりも利益配当請求権または残余財産分配請求権が優先的な株式の発行金額(当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額) 当期に係る利益処分による社外流出額項目であって普通株主に関連しない金額 <sup>7</sup>

- 1 改正前においては、当該純資産は「資本の部」として表示され、繰延ヘッジ損益、新株予約権、少数株主持分は含まなかった。
- 2 改正前においては、当該純資産は「資本の部」として表示され、繰延ヘッジ損益、新株予約権は含まなかった。
- 3 改正前の決算短信記載要領では「新株式払込金」を控除することとされていたが、当該項目は2004年10月の商法改正により不要となったため、廃止された。
- 4 改正前の決算短信記載要領では、連結決算短信では期末の負債の部と少数株主持分と資本の部の合計、個別決算短信では期末の負債の部と資本の部の合計とされていた。
- 5 普通株式の期末の発行済株式数から期末の普通株式の自己株式数を控除する。
- 6 「新株式払込金」、「自己株式払込金」という用語は2004年10月の商法改正により不要となったため削除された。
- 7 改正前は役員賞与を控除していたが、企業会計基準第4号により、役員賞与は対象事業年度において費用計上されることになったため、改正後は特に控除する必要はなくなった。

改正後の貸借対照表上の純資産には、「株主資本」、「評価・換算差額等」、「新株予約権」、「少数株主持分」が含まれる。しかし、ROEや自己資本比率等の計算における純資産は「新株予約権」や「少数株主持分」を含まず、「株主資本」と「評価・換算差額等」からなる。評価・換算差額等

には、新たに繰延ヘッジ損益が加わっている。

図表1の算式のROEおよび自己資本比率における純資産を新旧比較すると、改正後の純資産は改正前の純資産額に繰延ヘッジ損益(税効果相当額控除後)を加えた分だけ増加していることになる。

### 3. 計算例

図表2の会社の連結上の当期純利益(少数株主損益控除後)が50億円であったとする。

**図表2 連結貸借対照表** (単位: 億円)

改正後の連結貸借対照表		改正前の連結貸借対照表	
<b>負債の部</b>		<b>負債の部</b>	
.....		繰延ヘッジ利益 <sup>4</sup>	30
繰延税金負債(増加分)	12 <sup>1</sup>	新株予約権	15
<b>負債の部の合計</b>	<b>567<sup>2</sup></b>	<b>負債の部の合計</b>	<b>600</b>
<b>純資産の部</b>		<b>少数株主持分</b>	
		<b>60</b>	
<b>株主資本</b>		<b>資本の部</b>	
1. 資本金	140	・ 資本金	140
2. 資本剰余金	110	・ 資本剰余金	110
3. 利益剰余金	180	・ 利益剰余金	180
4. 自己株式	30		
<b>株主資本合計</b>	<b>400</b>		
<b>評価・換算差額</b>		<b>・ その他有価証券評価差額金</b>	
1. その他有価証券評価差額金	30		30
2. 繰延ヘッジ損益 <sup>3</sup>	18		
3. 土地再評価差額金	15	・ 土地再評価差額金	15
4. 為替換算調整勘定	15	・ 為替換算調整勘定	15
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>78</b>		
・ 新株予約権	15		
・ 少数株主持分	60		
<b>純資産合計</b>	<b>553</b>	・ 自己株式	30
		<b>資本合計</b>	<b>460</b>

この場合、連結ROEは改正前の開示府令・決算短信の記載要領に従えば、10.9%となる。なお、決算短信の記載要領によれば、分母の純資産は本来は期中平均によるのが妥当だが、ここでは簡略化のため、図表2の数値を平均せずにそのまま用いている。

$$\text{改正前のROE} = 50 \text{ 億円} \div 460 \text{ 億円(資本の部)} = 10.9\%$$

一方、新しい開示府令・決算短信の記載要領に従って計算すると次のようになる。

$$\text{改正後のROE} = 50 \text{ 億円} \div (553 \text{ 億円} - 60 \text{ 億円} - 15 \text{ 億円}) = 10.5\%$$

自己資本比率は、改正前の開示府令・決算短信の記載要領では次のとおりになる。

$$\begin{aligned} \text{改正前の自己資本比率} &= \text{資本の部} 460 \text{ 億円} \\ &\div \text{総資産} 1,120 \text{ 億円} (600 \text{ 億円} + 60 \text{ 億円} + 460 \text{ 億円}) \\ &= 41.1\% \end{aligned}$$

新しい開示府令・決算短信の記載要領では次のようになる。

---

$$\begin{aligned} \text{改正後の自己資本比率} &= \text{純資産(553億円 - 60億円 - 15億円)} \\ &\quad \div \text{1,120億円(567億円 + 553億円)} \\ &= 42.7\% \end{aligned}$$

#### 4.適用時期

改正後の財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則は、新会社法施行日(2006年5月1日)以後終了する事業年度、連結会計期間、中間会計期間、中間連結会計期間から適用される。

有価証券届出書に関しては、次の日以後に提出するものから新しい開示府令の様式による。

2006年5月1日において既に有価証券報告書を提出している企業  
…新しい開示府令に基づく有価証券報告書、半期報告書を提出した日  
それ以外の企業…2006年8月1日

有価証券報告書に関しては、2006年5月1日以後に終了する事業年度の有価証券報告書から新しい開示府令の様式による。

半期報告書に関しては、2006年5月1日以後に終了する中間会計期間の半期報告書から新しい開示府令の様式による。

改正後の決算短信(連結・個別)の様式および記載要領は2006年5月決算、中間決算短信(連結・個別)については、2006年5月中間決算から適用される。